

議事録（要旨）

会議の名称	平成 29 年度第 1 回羽曳野市障害者施策推進審議会	
開催日時	平成 29 年 7 月 3 日（月）午後 1 時 45 分～3 時 30 分	
会 場	羽曳野市立保健センター 4 階大会議室	
出席状況 (順不同)	出席	畑会長、稲富副会長、日和委員、明石委員、松本委員、池谷委員、調子委員、内本委員、比奈本委員、塩野委員、北山委員、森本委員、小倉委員、水谷委員、佐野委員、山崎委員、加島委員、磯貝委員、石本委員 丸橋氏（オブザーバー） 以上 19 名
	欠席	松村委員 以上 1 名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 辞令交付 2. 市長挨拶 <p><審議></p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 第 4 期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績について 4. 羽曳野市における障害者虐待の状況について 5. 第 3 期羽曳野市障害者計画の中間見直し、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳野市障害児福祉計画の策定方針について 6. 福祉アンケート（案）、障害児福祉アンケート（案）について 7. 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者就労施設等に準ずる者の認定について 8. その他 	
資料一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 配席図 ・ 第 3 期障害者計画の見直し、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定方針【当日資料 1】 ・ 福祉アンケートの実施について【当日資料 2】 ・ 第 4 期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績【事前資料 1-1】 ・ 障害福祉サービス・障害児支援・地域生活支援事業実績総括表【事前資料 1-2】 ・ 羽曳野市における障害者虐待の状況【事前資料 2】 ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者就労施設等に準ずる者の認定について【事前資料 3】 ・ 福祉アンケート（案）【事前資料 4-1】 ・ 障害児福祉アンケート（案）【事前資料 4-2】 ・ 羽曳野市障害者施策推進審議会委員名簿（平成 29 年 5 月 16 日現在）【参考資料 1】 ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針【参考資料 2-1】 ・ 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について【参考資料 2-2】 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について【参考資料2-3】 ・ 障害児支援における子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携について 【参考資料2-4】
事務局	保健福祉部福祉支援課、市長公室こども未来室こども課
会議経過	
<p>【開会】</p> <p>1. 委嘱状交付</p> <p>司会より羽曳野市身体障害者福祉協議会の縄谷委員に代わり森本氏が新たに委員に就任いただいたことを紹介し、市長より森本委員に委嘱状を交付した。</p>	
<p>2. 市長挨拶</p> <p>本日はご多忙の中、平成29年度第1回障害者施策推進審議会にご出席いただき感謝する。また、長年にわたり審議会等でご活躍をいただいた縄谷会長の後、森本様には本審議会の委員としてご就任いただいた。今後ともどうぞよろしく願います。非常に蒸し暑い日となっているが、どうか各委員にはお体にご自愛いただきご活躍いただきたい。</p> <p>当市の市政もご理解とご協力をいただく中で、しっかりと前に進めているところであり、今後ともご指導・ご鞭撻を願います。特に市としては少子化対策や高齢化対策など多岐にわたる施策の展開を予定しており、委員の皆さんにはご負担もおありかと思うがご指導よろしく願います。また来年度は当市の市制施行60年を予定しており、これからにつながる取り組みをしていきたい。また道の駅の10周年の事業の展開も行われており、羽曳野市商工会、JA等の協力を得て一定の賑わいづくりの展開をできたと考えている。健康や住宅など多様な施策が一定の効果を表さなければならぬが、その中で一つの形ができたものだと思っている。</p> <p>また今年度には当市の大きな課題であった、(恵我之荘)地域の道路の拡幅の2期目の事業が展開されている。狭隘であった府道が16メートルの道路として整備されることになっている。支所から駅までのルートについて順次買収し、工事をする事になっている。この拡幅工事を大和高田線まで継続していきたいという強い思いを持って大阪府と共に事業を進めている。これによって高齢者対策、子どもの環境づくり、障害者が安心して通行できるという取り組みの一端になると期待を持って進めている。事業の進捗について審議会を通じてご意見をいただければありがたいと思っている。本日はご出席いただいたこと厚く御礼申し上げ、あいさつにさせていただきます。</p> <p>(市長は他の公務のため退席する。)</p> <p>【審議】</p> <p>司会より審議会の開催状況を報告し、羽曳野市障害者施策推進審議会条例第5条第2項により会議が成立していることを確認。関係者として大阪府富田林子ども家庭センターの丸橋氏にご出席いただいていることを紹介する。</p> <p>次に、配布資料を確認し、部課長の紹介を行い、議事を会長に委ねる。</p>	

3. 第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績について

会長) 本日は暑い中ご苦勞様である。7月に入ったばかりであるが非常に暑い日である。皆様には日頃から活動を展開されていることと思う。今後とも一層のご尽力をよろしく願います。本審議会としては、今年度は第5期の計画とともに、第1期の障害児福祉計画の策定という大きな役割を担うことになる。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただき、より良い計画づくりに向けて取り組んでいきたい。よろしく願います。特に強調されているのが地域生活支援、障害者が地域の一員として生活できる体制づくりが強く望まれているところである。地域福祉計画との整合等も謳われており、地域としての視点を意識しながら進めていければと思う。本日もどうぞよろしく願います。

それでは議事を始める。事務局より次第3について報告をお願いします。

事務局

※第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績【事前資料1】に基づき説明

会長) それでは今の報告について質問・意見等はあるか。

石本委員) 基幹相談支援センターについて報告があったが、具体的な設置のめどはどうなっているのか。地域生活支援が重要な課題になっている中、近いうちに具体的な設置があればと思う。方向性について説明いただきたい。

事務局) 基幹相談支援センターについては、課としては引き続き設置の方向で進めており、関係課と協議しているところ。しかし、人力的な補充が必要であり、その面での解決を図らねば設置に結びつかないところがあり、人員の要望を含めて設置に向けて進めているところである。

会長) 次期計画にもある程度具体的には反映していかなければならない課題かとは思ふ。他にないか。

磯貝委員) 圏域の中ですでに基幹相談支援センターを整備しているところがあれば、市の状況の参考になるのではと思う。地域生活支援拠点については圏域内ではないだろうが、より広域的に参考になる先進事例を把握があれば報告いただきたい。

事務局) 地域生活支援拠点について現時点で設置しているのは吹田で社会福祉法人の施設を拠点としての拠点整備型の整備を行っているということで、地域自立支援推進会議において当該施設より担当者を招いて講演をいただいた。近隣では南の方で複数の自治体が共同して拠点を作っていく方向で予算を取るという話があるが、最終どういう形になっているかは確認をしていない。今年度中の整備は困難であるが、来年度に向け近隣の動向を調査して予算要求にも反映させていきたい。

会長) 他にないか。実績は次期計画を立てるにあたって改めて分析しご意見をいただくことになる

思う。この部分をしっかり押さえながらご意見をいただきたいと思う。それではこれで第4期障害福祉計画についての質疑を終了する。続いて次第4について事務局より報告をお願いする。

4. 羽曳野市における障害者虐待の状況について

事務局

※羽曳野市における障害者虐待の状況【事前資料2】に基づき説明

会長) ただいまの障害者虐待の状況について質問などあるか。

私から質問したい。虐待防止ネットワーク会議で施設における虐待は氷山の一角ではないかという指摘があったということ、全国の調査で知的障害者への虐待が8割あるという話を聞き、障害者を支援する現場における人手不足の問題をよく聞く。その中で知的や重度の障害のある人に対する虐待が起きがちであることを踏まえると、より根本的な対応策が必要ではないかと思うが、市としては検討されているのか。

事務局) 今回施設虐待の通報が何点かあり、認定されたものもあるが、これらについては施設より改善計画を提出していただき、管理者の研修や障害特性についての学び直しについての企画を出させている。それ以外にも目が届くように計画相談に第三者を入れるとか、個人面談を実施して世話人の不満などを管理者が聞く機会を持つなどの取り組みを行っている。

会長) 人を増やすということもあるが、まずはその辺を丁寧にしていただかねばと思う。それでは次の議事に移りたい。次第5について説明をお願いする。

5. 第3期羽曳野市障害者計画の中間見直し、第5期羽曳野市障害福祉計画及び第1期羽曳野市障害児福祉計画の策定方針について

事務局

※第3期障害者計画の見直し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定方針【当日資料1】に基づき説明

会長) 今の報告について質問・意見はあるか。

塩野委員) 第5期計画についてだが、羽曳野市の障害福祉施策については近隣各市より進んだ取組をしてきていると思う。これからこの施策を有効なものとしていくために、計画の中に特に緊急を有する施策もあると思うが、これは重点施策として位置づけていくのがいいのか。市の財政状況を見た時に大変な状況があり、その中で特に進めなければならないものについては、行政主導するのか民間事業所とともに進めるのかという方向づけについてや、これまでの事業の見直しによる財源の調達による高度なサービスの提供等について、きちんと取り組む方が実効性のある事業になると思う。あれもこれもやるというのは、財源や人的なところを考えるとなかなかできない

ので、シビアに計画を作っていくべきかと思う。

会長) 事業の重点的なところを押さえて進めていくことや、見直しにより効率的に財源が使える方策についてシビアに計画を考えていくべきというご意見であった。事務局からコメント等あるか。具体的にはこれからの計画づくりの中で反映されていくものかと思う。他にないか。

日和委員) 今の意見と重複するところもあるが、今の説明の中で平成 32 年度末までの設置等が求められているものが多くある。基幹相談支援センターも 3 期、4 期で設置できていないものがあり、これらについては単独で難しければ圏域でもよいとされているため、早く方向性を示して設置されるよう進めていただきたいと思うがどうか。

会長) 単独が財源的に厳しければ広域での整備もあり得るということだが、何か事務局からあるか。

事務局) 基幹相談支援センターについては市単独を基本として考えている。実現のためにもしかしたら合同ということも見据えながらになるが、実現に向けて考えたいと思っているが基本は市単独と考える。地域生活支援拠点については、他地域で複数の自治体でということも考えられており、それらの具体的な動きも見ながら実現に向けて考えていきたいと思う。

会長) 平成 32 年度末までには具体的に整備できる方向で計画を立てていくということではないかと思う。他にないか。私から質問したいが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、地域包括ケアシステムは高齢者領域で展開されている態勢であると思うが、そこに障害分野がどのように絡むと考えているのかということが 1 点と、平成 32 年度末までにすべての障害福祉圏域でという表現があるが、この圏域とはどのようなエリアを想定されているのかということである。もう 1 点は、障害者計画の見直しの件であるが、障害者差別解消法とのからみがあると思うが、根本的に検討すべきことが計画されているなら提示いただければと思う。

事務局) 具体的な検討はこれからになるが、国の方で示している精神障害者を含めた地域包括ケアシステムについては、地域共生社会の実現に向けてということで前回会議の参考資料として配布したものがあつた。政府では「我が事・丸ごと地域共生本部」を立ち上げ、それに基づく法改正がこの通常国会で成立している。介護保険の 3 割負担の導入等も含めた法案の中で出てきた内容であるが、高齢者だけではなく障害者、子ども、生活困窮者等を対象に地域でそれらを支える仕組みを作るという構想となっている。従来は羽曳野市も高齢者を視野において、地域の支援ネットワーク「雅び」という取り組みを進めてきた。その中で校区別の取り組みで、障害者を視野に入れた取り組みを始めているところも出ています。障害者の事業所や福祉支援課の職員も参画する中で運営が始まっているところであり、これらをベースとして市内の仕組みづくりを進めていきたい。まだ庁内でも担当課レベルで進めているが、今後は地域との関係を作りながら進めていく必要が

あると考えている。

会長) そうなると圏域は「雅び」をベースにということか。

事務局) 市内ではそう考えている。また、医療や福祉関係者の会議の場も求められているが、これについては自立支援推進会議の部会として位置づけられないかと考えている。現段階ではすべての医療機関が参加する形にはなっていないため、関係機関との調整も図りながら形作りを進めていくことになろうかと思う。障害者計画の見直しについては、この間の法改正の中で新たな考え方が、地域包括ケアも含めて出ている。現行の計画そのものを見直すのではなく、それらの状況を把握しながら必要な部分の見直しを進めたいということで考えている。全面的に書き換えまでは考えていない。障害者差別解消については、計画策定段階で既に制定された取組であり、分野別の施策については同法との関係で進めているところである。不十分なところはあるが、市職員では対応要領を作成しながら障害当事者の対応を進めていくなど周知を図っている。市民への啓発は不十分なところもあり、人権施策とのからみも含めて具体化を進めていきたい。この審議会の中でいろんな意見を出していただきながら、見直しについても必要に応じて進めていく必要があると考えている。

会長) 他にないか。

磯貝委員) 加筆ということをお願いしたいのは、地域生活支援事業について、発達障害者支援センター運営事業は「指定都市に限る」とあるが、指定都市以外はできないのか。発達障害者の支援がなかなか難しい状況がある中で、こうしたセンターがあれば相談しやすい体制がとれると考える。やっちはいけないことなのかどうか。

会長) 発達障害者支援センター運営事業について考え方を事務局よりお願いしたい。

事務局) 地域生活支援事業の課題であるが、基本的には都道府県、市町村が行う事業については総合支援法の中で記述されている。財政規模と人口規模との関連で必要な課題として指定都市等の位置付けがあると認識している。国の補助事業の対象となるため、設置をすれば対象となるのかということになるが、国の補助事業自体が総枠が決められている中での補助の基準であり、羽曳野市の規模として人員の確保等も含めてできるのかといえば、困難な課題である。また、対象が絞られていることから、市として取組んだとしても補助の対象にならないと考えられる。必要な取り組みとしては、療育の問題も含めて政令市以外はしないのかということになるが、それについては大阪府の事業として取組まれるもので市町村が利用するものもある。詳しくは把握していないが、そういう課題として理解できると考えている。

会長) 政令指定都市という規定があるものについては、羽曳野市としては都道府県レベルの事業としてこうした機能を要望していくことになるということでのよいのか。

事務局) 府としてどういう事業があるかはイコールの事業ではないとしても療育に関する事業について府から説明をいただければと思う。

丸橋氏) 発達障害者支援センターについては、大阪府にセンターがあり、どの市町村の人も利用可能である。

会長) そうすると新たに指定都市でも整備せよという趣旨ということになるだろうか。関連するかもしれないが、発達障害については成人でも課題を抱えて就労につながらない問題も多いと思う。今回就労定着支援という新たなサービスも整備されており、就労移行率が3割以上の事業所を増やすという目標設定もある。これらについて羽曳野市の実体はどうなっているのか。発達障害と判断される人の割合等わかれば教えていただきたい。

事務局) 成果目標の関連での質問であるが、就労移行3割以上の事業所については、現時点でも同じ目標設定となっている。就労定着支援は平成30年度から始まるサービスであり、新たな成果目標である。支給決定を行うのは市町村であり、それぞれの利用者への支援を事業所と市町村が共同して進めていくことになるが、事業所については羽曳野市内にある事業所がすべて羽曳野市の支給決定者に利用されているということではなく、市の利用者が他市町村の事業所を利用している場合もある。今のところ市内で2か所であり実績も少ないが、近隣市町村で対応している人も多いかと思う。その意味で、日常的に市が直接状況把握しながら協働することが困難な部分もあり、結果として府が一斉に行う調査で把握ができることになっている。羽曳野市の利用者の就労移行の実績については、就労の時点で把握していくことになるが、継続的に就労継続できているかは把握できない状況である。今回新たなサービスとして定着支援が位置づけられ、事業所に支援をお願いする形で進めていくことになろうかと思う。

会長) 他に何かあればお聞きしたいが、特にないか。

それでは次第6の福祉アンケート案について報告をお願いします。

6. 福祉アンケート(案)、障害児福祉アンケート(案)について

事務局

※福祉アンケートの実施について【当日資料2】、福祉アンケート(案)【事前資料4-1】、・障害児福祉アンケート(案)【事前資料4-2】について説明

会長) アンケートの内容について報告いただいたが何か質問・意見等あるか。

塩野委員) 前回とほぼ同じなのか。

事務局) 障害者向けはほぼ同じとなっている。障害児については、サービスの利用について学童保育に関する表記が羽曳野市の表記と異なっているため、それらについては市の名称に変更したいと思う。

塩野委員) 障害者のアンケートについて、14 ページに相談相手についての質問があるが、自治会長などは選択肢に含めなくてよいか。

事務局) 前の調査でも載っていなかった。その他欄があるのでそこで拾えるかとは思ふ。

会長) 今の提案は相談相手の項目に自治会長を入れるかどうかということであった。

事務局) 入れる必要があるということであれば入れさせていただく。

塩野委員) 最近では校区の福祉委員が、障害者に関わることが出てきているという話を聞くので、入れておいてもよいと思う。

事務局) 自治会役員といった選択肢を入れたいと思う。

会長) 雅びでも障害者へのアプローチを検討されているということでアンケートを答える人にも認識してもらえよう入れるということをお願いしたい。他にないか。具体的なアンケート項目だが例えば児童向けについて、たたき台になるような調査はあったのか。

事務局) ジャパン総研で把握している他市の障害児向けアンケート等をベースに提案いただいている。それに事務局とで調整して提案したものである。

会長) これでよいかどうかについて、本来であればアンケート案について障害児へのヒアリングがあってもよいのではないかと思う。特に障害児については初めてであるため。障害者についてはこれまでの課題から修正されるということだが、障害児については妥当なのかどうかよくイメージできなかったが、当事者への確認が必要ないかどうかについてはいかがか。

事務局) アンケートを書いていただく上で、当事者の意見を聞いたり、要望を踏まえて書きやすい内容にしていく必要はある。今後印刷物として作成していくが、2週間程度は余裕があるため、必要に応じてそういう機会をもったり、こども課で検討をいただくなど改善を図っていきたい。

会長) 他にないか。

石本委員) 前のアンケートでも聞いたが、家族構成について障害のある子どもでシングルの場合があるため、家族構成についてちゃんと見ていく必要があると思う。また、保護者の年齢やシングル等について、高齢化する中で高齢の保護者が世話をしている例もあるため、主たる介護者の年齢や状態についても聞いてほしい。

明石委員) 児童のアンケートについて、発達障害の診断について聞いているが、統合失調症なども10代で発病することが多く、発達障害でも精神の手帳を持つ人もいるため、絶対ないということではないため、子どもについても精神の手帳について記載がなくてよいのかと思う。絶対ないとは言えないので、設問があった方がよいのではないかと思う。

会長) 精神障害についてのご指摘であった。

事務局) 障害児の障害種別について、精神障害について加筆することについてご指摘をいただいた。一部児童で精神障害者手帳を持っている人もいるため、記述ができるよう考えていきたい。

会長) 他にはよろしいか。まだご意見がある場合は、時間の関係もあるため、個別に事務局に問い合わせ、ご提案いただければと思う。

それでは次第7に移りたい。事務局より説明をお願いします。

7. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者就労施設等に準ずる者の認定について

事務局

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者就労施設等に準ずる者の認定について【事前資料3】に基づき説明

会長) 今の事務局からの一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構を、障害者就労施設等に準ずる者として認定する提案について、前回会議についても説明があったものであるが何か意見はあるか。特になければ了承ということではよろしいか。

【異議なし】

会長) それでは審議会として了承としたい。その他の意見について何かあるか。今回は第1回の障害児へのアンケート等もあり、今後とも皆さんにはご協力いただく必要があるが、どうぞよろしく願います。本日の審議はこれまでとしたい。

司会) 本日はありがとうございました。最後に保健福祉部長の津守よりごあいさつ申し上げる。

津守部長) 本日は長時間にわたりご審議いただき、貴重なご意見に感謝する。計画の実現に向けて今後とも努力してまいりたいのでよろしくお願いします。今年度は計画の見直し、策定とボリュームも多く、4回の開催を予定している。お忙しい中恐縮であるがよろしくお願いします。

司会) これを持って本日の会議を終了する。ありがとうございました。

以上。